

【コ】	【コ】
索引集 見本	
用 語	項 番
校正装置	4-16、4-17、10-9、10-13、 11-5、4-16省17の3、 4-17省18の3、10-9省11、 10-13省15、11-5省8、 解4 、 解11

輸出令4の項（16）

[4項貨物] ミサイル		法令集 見本
項 番	項	目
4 「輸出令」	法規	
	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (略)	
	(16) ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、 校正装置 若しくは心合わせ装置若しくはこれらの部分品	

輸出令4の項（16） 省令第十七号の三

[4項貨物] ミサイル		法令集 見本
「省令」 第 3 条	(略)	
	十七の三 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、 校正装置 若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの	

輸出令4の項 解釈

[4項貨物] ミサイル		法令集 見本
《解釈》	(略)	
貨物等省令 第3条第十 八号の三中 の試験装置、 校正装置 又 は心合わせ 装置	レ ー ダ ー	他の用途に用いることができ るものを除く。
	レ ー ザ ー レ ー ダ ー を 含 む。	